

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） 都市再生機構法 11 条第 1 項等
当該項目の重要度、難易度（困難度）		－	関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
								予算額（百万円）	73,788	55,528	21,808	10,049	－
								決算額（百万円）	60,533	43,784	4,741	4,565	－
								経常費用（百万円）	65,910	46,533	6,860	6,005	－
								経常利益（百万円）	▲311	▲803	▲1,228	▲732	－
								行政コスト（百万円）	65,940	46,705	6,948	6,042	－
								従事人員数（人）	245	189	112	87	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。 このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。	<b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<b>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</b> 東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での宅地等の引渡し完了したものの、土地の有効活用など復興まちづくりへの対応が求められている地域もある。また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> ・3町(大熊町、双葉町、浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等7地区約208haについて、令和5年度までに約133haの宅地等の引渡しを完了。各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施	<主要な業務実績> 東日本大震災の復興支援業務については、令和3年度から令和7年度までの5か年が「第2期復興・創生期間」と位置付けられたことから、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、進捗状況に合わせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施した。 福島県の原子力災害被災地域においては、住民・経済活動がゼロからの復興となるため、地元の意向を汲み取りながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施した。国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を進め、(3町(大熊町・双葉町・浪江町)から委託を受けた復興拠点整備事業等約208haのうち令和4年度末までに約108haの引渡しを完了した。なお、原子力災害被災地域における一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、全体約142ha、5地区の全てを機構が実施)支援体制の強化を行った。(福島県内の現地復興支援体制：令和3年度末61名⇒令和4年度末67名) 津波被災地域においては、令和3年度末に全ての受託業務を完了した(復興市街地整備事業の大半を占める土地区画整理事業については、地域全体約1,889ha、65箇所(機構調べ)の約6割1,122ha(25箇所)において機構が支援を実施)一方で、未活用地の土地活用を推進するため、復興庁と連携し、被災3県による会議体に参画し、知見を提供す	<評価と根拠> I-3-(1)(2) 評価：A <評価の概要> 福島県の原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除され、復興・再生が本格的に進んでいる。住民・経済活動もゼロからの復興という状況において、機構は適切な支援体制を確保しながら、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を行い、復興まちづくりの推進に寄与した。 津波被災地域における復興市街地整備事業では、整備完了後の造成地や移転元地においても、アフターフォローとして会議体に参画し、機構のまちづくり支援を通じて得られた知見等を提供するなど様々な支援も行い、被災地域の土地利用の推進に寄与した。 このように、事業を着実に実施するとともに、事業進捗に合わせて現地復興支援体制を整備しながら、令和4年度においても、国、県及び被災自治体の要請に応じ、地元の意向を汲み取りながら、様々な施策を確実に積み上げ、継続して支援を実施したことは、被災地の復興まちづくりの推進に大きく寄与したといえる。	
	<b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b> 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(3地区約117ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。令和3年度以降は7地区約208ha。そのうち、令和5年度までに約133haの宅地等引渡し完了予定。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<b>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</b> 被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等(既に宅地等の引渡し完了した地区を含む累計7地区約208ha。)を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。	<評価の視点> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。	<具体的な事例・評価> ① 福島県の原子力災害被災地域における支援 福島県の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3町(大熊町、双葉町、		
	<b>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</b> 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha。令和2年度までに宅地等引渡し完了予定。)等について、事業計画に基づき着実に実施する。	<b>(2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</b> 被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業(22地区約1,314ha。)等について、事業計画に基づき着実に実施し、令和2年度までに宅地等引渡しを完了した。				

<p>国、県及び被災地方公共団体の要請に応じ、復興まちづくりに係る復興事業間調整やコーディネート等の技術支援を進める。</p>	<p>るなど様々な支援を実施した。</p> <p>現地支援体制は、事業完了に向けて適切な規模に見直しを行った。</p> <p>(岩手震災復興支援事務所と宮城震災復興支援事務所を令和4年度末に閉鎖、令和5年4月から岩手・宮城震災復興支援事務所に統合した。)</p> <p>現地復興支援体制：令和3年度末：109名⇒令和4年度末：74名)</p>	<p>浪江町) から受託した7地区の復興拠点整備事業支援を着実に推進した。また、地元の意向を汲み取りながら、建築物整備事業支援や地域再生支援を行うなど、ハードとソフトの様々な施策を確実に積み上げ継続して支援を実施し、避難者が帰町できる環境づくり、関係人口の創出に寄与した。</p>
<p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p>	<p>【大熊町】</p> <p>&lt;下野上地区&gt;</p> <p>令和2年度に受託した JR 常磐線大野駅周辺の下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業については、令和4年3月から本格的に着工し、工事を着実に進め、令和4年12月から町へ段階的に宅地の引渡しを開始した。</p>	<p>原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、事業実施に当たってより困難な側面がある中、避難者が帰町できる環境づくりや関係人口の創出等に向けた復興拠点整備事業等を遅延することなく、計画どおり確実に進め、双葉町では約11年半ぶりに住民の帰還が開始し、町民の帰還や経済活動が本格的に再始動するなど、被災地の復興に貢献した。</p>
<p>さらに、同地区(大野駅西交流エリア)においては、令和元年度に働く人や町を訪れる人を呼び込む産業交流施設や商業施設(令和6年冬開業目標)の整備に係る建築物整備事業支援業務を受託し、産業交流施設について町公募の設計・施工一括発注を支援した。これらの支援により、令和4年9月に施設整備事業者が決定し、また、同年8月に産業交流施設及び商業施設と広場・駐車場の指定管理予定者が決定した。</p>	<p>さらに、同地区(大野駅西交流エリア)においては、令和元年度に働く人や町を訪れる人を呼び込む産業交流施設や商業施設(令和6年冬開業目標)の整備に係る建築物整備事業支援業務を受託し、産業交流施設について町公募の設計・施工一括発注を支援した。これらの支援により、令和4年9月に施設整備事業者が決定し、また、同年8月に産業交流施設及び商業施設と広場・駐車場の指定管理予定者が決定した。</p>	<p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>復興市街地整備事業については、令和3年度において、津波被災地域で受託した22地区1,314haの面整備の業務は全て完了し、安全・安心な復興まちづくりに寄与した。</p>
<p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年度においても引き続き事業を推進中。令和5年5月に宅地引渡しを予定しているエリアには、次世代グリーンCO2燃料技術研究組合の進出が</p>	<p>&lt;大熊西工業団地地区&gt;</p> <p>令和3年5月に事業受託した大熊西工業団地については、令和4年度においても引き続き事業を推進中。令和5年5月に宅地引渡しを予定しているエリアには、次世代グリーンCO2燃料技術研究組合の進出が</p>	<p>なお、機構が復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和4年度においては、日本不動産学会会長賞及び土木学会デザイン賞2022の最優秀賞(陸前高田市の川原川・川原川公園)、土木学会技術賞(陸前高田市震災復興事業)を受賞している。特に日本不動産学会会長賞は、東日本大震災という未曾有の大災害の中で、被災自治体や被災者との合意形成を尊重しながら、迅速な都市基盤整備及び災害公営</p>

				<p>決まった。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>地域活動の担い手不足や地域コミュニティの希薄化といったハード整備だけでは解決できない課題解決に向けて、交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた実証実験等を実施するため、町・地域関係者と連携しながら、令和4年2月に地域活動拠点「KUMA・PRE（クマ・プレ）」を下野上地区に隣接するエリアに機構自ら設置した。令和4年度においては、町や地域関係者との連携を図りながら、様々な活動を進めた。また、大野駅西交流エリアの施設オープン（令和6年12月頃）を見据え、まちづくりの試行の場として、KUMA・Lab（官民連携プラットフォーム）を設立し、民間事業への交付金導入を図りながら、コンテンツの検討・実証、まちづくり関連動向の情報共有・発信を実施した。</p> <p>【双葉町】</p> <p>&lt;双葉駅西側地区&gt;</p> <p>全町避難が続いていた双葉町において、令和4年8月に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。帰還困難区域内の双葉駅西側地区については、引き続き町から受託した一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業を実施した。また、これまで県外を含む4か所に移転していた役場については、機構が建築物整備事業支援を行い、令和4年9月に役場新庁舎が開庁した。</p> <p>令和4年10月には災害公営住宅への入居が開始されるなど、約11年半ぶりに住民の帰還が開始し、町民の帰還や経済活動が本格的に再始動した。</p>	<p>住宅整備を行い、10年間で完成させるとともに、被災地の活性化に向けた商業・産業立地の促進を行ったこと、また、震災復興支援事業の中で得た教訓を社会還元していく活動を行っていることが評価された。</p> <p>被災地の土地利用促進支援については、令和3年度から開始した復興庁と被災3県主催の「土地利用推進に関する実務担当者会議」での知見提供や復興庁・復興局からの依頼により、土地利用率が低い市町へのヒアリングに同席し、被災地の土地利用推進に寄与した。</p> <p>埼玉県や神奈川県等が主催する将来の大規模災害に備えた研修にて、知見や教訓等の発表を依頼されるなど、事前復興支援にも寄与した。</p> <p>このほか、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和2年3月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、令和2年度から気仙沼市の復興事業間調整に係る技術支援を開始し、令和4年度で予定どおり支援が完了した。</p> <p>以上により、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評定とする。</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>双葉町においては、令和4年9月に締結した町との連携協力協定を踏まえ、駅東エリアでの交流人口・関係人口の創出・拡大や既存ストック活用の推進、町やまち会社の支援を軸に活動を展開した。活動の拠点として、令和4年9月「ちいさな一歩プロジェクト」を開始し、地域プレイヤーの発掘・連携を図りつつ、人の流れや賑わいの実証を進めている。</p> <p>また、上記の連携協力協定を踏まえ、令和4年12月に、震災により機能停止した海浜公園の機能回復を含めた憩い・交流拠点の施設整備に向けて、基本構想・事業化検討業務を町から受託し、検討を進めた。</p> <p><b>【浪江町】</b></p> <p>&lt;浪江駅周辺地区&gt;</p> <p>浪江駅周辺地区については、令和4年5月に一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業の事業執行管理・総合調整等業務を新たに受託した。</p> <p>その後、令和4年6月の「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」の公表や令和4年9月の福島国際研究教育機構の立地決定等、取り巻く状況の変化に伴う町の意向変化により、令和5年度に工事についても受託し、更なる町の復興推進に寄与していく方針を固め、町と合意した。</p> <p>&lt;地域再生支援&gt;</p> <p>ソフト支援としては、浪江駅周辺地区と周辺の土地活用促進のため、駅周辺のにぎわいづくりや関係人口の拡大に向けた各種支援のため、令和3年11月に開設した地域交流</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>スペース『なみいえ』において、イベント開催等を支援した。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>12 自治体から委託を受けた 22 地区 1,314ha の事業を実施し、令和 3 年度中に全ての受託業務が完了した。</p> <p>令和 4 年度においては、造成地や移転元地の土地利活用の推進を支援するため、復興庁・被災 3 県による「土地利活用推進に関する実務担当者会議」に引き続き参画（岩手：令和 4 年 7 月・令和 5 年 2 月、宮城：令和 4 年 7 月・令和 5 年 2 月、福島：令和 4 年 7 月・令和 5 年 3 月）し、機構の支援事例等の知見を提供した。また、復興庁・復興局からの依頼により、土地利活用率が低い市町へのヒアリング（釜石市、気仙沼市、いわき市）に同席し、地方都市でのまちづくり支援やニュータウン事業での宅地販売等から得たノウハウ・知見等による助言等を行い、被災地の土地利活用推進に寄与した。</p> <p>宮城県からの要請により、令和 2 年度から気仙沼市の復興事業間調整に係る技術支援を開始した。気仙沼市曙橋周辺の道路・河川・防潮堤の工事が輻輳する地区にて、県や市、インフラ事業者の事業スケジュールの調整や事業推進上の課題整理・協議等の技術支援を行い、令和 4 年度内で全て完了した。</p> <p>東北震災復興支援本部でのメディア向け事業説明会の開催や学生を対象とした情報発信施策（現地滞在学習）を行うなど、東日本大震災からの復興支援に資する情報発信に努めた。</p>	
--	--	--	--	---	--

				また、各種講演会や講義にも積極的に登壇し、復興支援を通じて機構が得た教訓の幅広い層への普及展開も行った。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。						